

県立丸亀競技場の指定管理者

県立丸亀競技場について、県立丸亀競技場指定管理者選定委員会での審査及び平成23年11月香川県議会での指定の議決を経て、指定管理者を指定しました。

1 申請団体数

2団体

2 申請期間

平成23年9月22日から平成23年9月30日まで

3 指定管理候補者

四電工グループ

構成員 代表 ㈱四電工（高松市松島町）
 シンコーススポーツ㈱（東京都台東区）
 長谷川体育施設㈱（東京都世田谷区）
 太平ビルサービス㈱（東京都新宿区）

4 指定予定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）

5 選定委員会での審査結果

申請者から提出された書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式により採点した。

(1) 選定基準

| 選定基準及び審査の観点 | 配点ウエイト |
|---|----------------|
| (1) 利用者の平等な利用が確保されていること。 不当な利用制限項目の有無 | (確保されない場合は、失格) |
| (2) 施設の設置目的を効果的に達成し、利用促進、サービスの向上が図られるものであること。 ①施設の設置目的との適合性 ②利用者に対するサービスの向上 ③施設の利用促進への取組み ④その他新規、魅力的な提案の有無 | 30 |
| (3) 施設の管理経費の節減が図られるものであること。 ①県教育委員会の負担額 ②実現の可能性 | 30 |
| (4) 申請者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。 ①申請者の実績 ②申請者の人的・物的能力 ③申請者の安定性・信頼性 ④申請者の取組み姿勢 ⑤個人情報の適正な取扱いの確保 ⑥関係法令等の遵守や利用者の安全の確保 | 20 |
| (5) 申請者がスポーツ振興事業等を実施する能力を有していること。 ①申請者の人的・物的能力 ②申請者の安定性・信頼性 ③スポーツ振興事業の実績 ④県立丸亀競技場にふさわしいスポーツ振興事業等の計画 | 20 |

(2) 選定委員会の開催経緯

- ・第1回選定委員会 (H23. 10. 13)
県立丸亀競技場の概要説明、書類審査、申請内容の説明
- ・第2回選定委員会 (H23. 10. 26)
プレゼンテーション、事業計画書の審査とその結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定結果

※点数は、選定委員の平均

| | (A) 四電工グループ | (B) |
|----|-------------|------|
| 得点 | 80.8 | 73.0 |

- ・選定基準(1)について、平等な利用が確保できるものと評価された。
- ・選定基準(2)について、入場料の減額を行うなど、施設の利用促進策についての具体的な工夫がなされていた。
- ・選定基準(3)について、管理経費の節減努力がみられ積算が具体的で、実現の可能性が高い。
- ・選定基準(4)について、スポーツ施設の管理運営のノウハウがあり、施設運営についての計画内容の実現可能性が高い。
- ・選定基準(5)について、スポーツ振興事業のノウハウがあり、新たなスポーツ教室等の提案内容が具体的で実現可能性が高い。

(4) 選定委員会委員

| | 役職名 | 氏名 |
|-----|-------------------|-------|
| 委員長 | 香川県教育委員会教育次長 | 八木 和広 |
| 委員 | 公認会計士 | 石川 豊 |
| 委員 | 四国学院大学副学長 | 漆原 光徳 |
| 委員 | 香川県レクリエーション協会常任理事 | 川田 礼子 |
| 委員 | 香川県体育協会常務理事 | 原田 俊 |
| 委員 | 香川県教育委員会事務局保健体育課長 | 岡 興司 |

6 事業計画の概要

(1) 現行の管理との比較

| | 事業計画 | 現行 |
|------|--|---|
| 開館時間 | 9:00～21:00 (日・月曜日・祝日を4時間延長) | 9:00～21:00 (日・月曜日・祝日を4時間延長) |
| 休館日 | 12月29日～翌年1月3日 | 12月29日～翌年1月3日 |
| 利用料金 | ○利用料金設定新設 65歳以上高齢者料金新設 ・競技場及び補助競技場(専用使用でない場合) 1回:50円 回数券(11枚):500円 ○一部で値下げを計画 ・競技場(専用使用でない場合) <u>(一般)1回:100円</u> <u>(生徒・児童)1回:50円</u> ・競技場(専用使用) (アマチュアスポーツ 学校等、学校以外) 9:00～17:00以外の時間帯によって500円～600円減額 | ・競技場 <u>(一般)1回:300円</u> <u>(生徒・児童)1回:150円</u> |

| | | |
|---------------|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・補助競技場（専用使用） 9:00～17:00 以外の時間帯によ って 100 円～600 円減額 ・<u>トレーニングルーム</u> <u>(生徒)1回：100 円</u> <u>(一般)1回：200 円</u> <u>回数券（11 枚）</u> <u>(生徒)：1,000 円</u> <u>(一般)：2,000 円</u> ○<u>トレーニングルーム利用定期券料金新設</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>トレーニングルーム</u> <u>(生徒)1回：150 円</u> <u>(一般)1回：300 円</u> <u>回数券（11 枚）</u> <u>(生徒)：1,500 円</u> <u>(一般)：3,000 円</u> |
| 県からの年間 委託料 | (指定予定期間中の平均) 1 1 6, 3 9 2 千円 | (指定期間(H19年4月～H24年 3月)中の平均) 1 2 6, 5 6 9 千円 |

(注) 事業計画は、確定したものではなく、今後変更する可能性がある。

(2) その他利用者サービス向上策

- ・スポーツ振興事業の受付を電話・現地受付に加えて、ホームページ及び携帯電話によるEメールでの受付可能
- ・一人一人の目的に応じた個人カルテやトレーニングメニューの作成
- ・子どもから高齢者まで全ての県民に競技場に親しみを感じていただいたり、県内小中高のクラブ活動や地域スポーツクラブへの支援も兼ねた利用場所の提要や指導等、競技場の利用価値の創出によるスポーツ振興のため定期的な無料開放を実施

(3) 経費節減策

- ・職員の交代体制や外部委託の効率化を行い、経費節減に努める。